

平成23年度通常総会が終了しました

【目次】

- ・平成23年度通常総会が終了しました
……………1 ページ
- ・理事長就任のご挨拶
……………2 ページ
- ・記念講演に参加して
……………3 ページ
- ・人身傷害保険検討グループの活動
編集後記
……………4 ページ

消費者支援ネット北海道は、平成23年5月14日に平成23年度通常総会を開催しました。



総会の冒頭、事務局より総会成立要件の資格審査報告があり、正会員174名中出席者144人(うち、書面による出席は110人)で総会が成立している旨の報告。

次に議長には谷村 庄市氏と議事録署名人に内山 敏和氏、吉尾晴子氏を選任したあと、議事進行が行われ、議案の第1号議案から第6号議案について、全会一致で承認されました。

その後、理事の互選により、理事長を向田 直範氏を選任し、副理事長に前川 和廣氏、小澤 修二氏を選任し、その結果を総会にて報告しました。

議事終了後に、今期で退任した前理事長、瀬川 信久氏及前副理事長の伊藤 貞男氏から退任の挨拶、新任の小澤 修二、前川 和廣副理事長から、これからの抱負についての挨拶があり、最後に閉会の辞を事務局より宣し、平成23年度通常総会を終了しました。



議長 谷村庄市氏

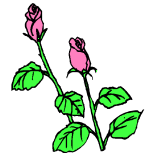


退任の挨拶をする
前理事長 瀬川信久氏(右)
前副理事長 伊藤貞男氏(左)

新任理事の紹介(敬称略)

副理事長	小澤 修二	北海道労働者福祉協議会 副理事長
理事	前濱 喜代美	北海道生活協同組合連合会 理事

理事長就任のご挨拶



ホクネット理事 向田 直範

(北海学園大学法学部教授)

5月14日に行われた消費者支援ネット北海道(以下、「ホクネット」という)の通常総会において、瀬川信久理事長の辞任にともない、理事長に選任された向田直範です。

私は、北海学園大学法学部において経済法および消費者法を講義しております。

また、景品表示法を中心とする表示規制法について消費者団体向けのセミナーや講演を行っています。

7月には、国民生活センター主催の「消費生活相談員養成講座」の講師として、表示の適正化に関わる相談に必要な法律知識 について講義する予定です。

2007年10月のホクネットの設立準備委員に加わり、さらに呼掛け人の一人となり、12月の設立総会では議長を務めましたが、ホクネットの活動がこれほど活発になり、かつ社会的な影響力を有するようになるとは想像もできませんでした。

ホクネットの活動の転機は、2010年の適格消費者団体の認定にあります。それまでの積極的な活動が認められて認定されたわけですが、内閣総理大臣認定の団体であるということによって、相手方の対応にも変化が生じたように思います。

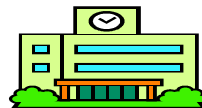
これまで「継続的取引グループ」の下で賃貸借契約、学習塾・家庭教師契約、「情報通信グループ」の下で携帯電話契約、結婚式場契約、除・排雪サービス契約、「中古車買取検討グループ」の下で中古車買取契約の検討をし、問題となる業者には申入れを行ってきました。中古車買取業者(株)バイアップに対しては、ホクネットとして第1号の差止請求訴訟を提起し、請求が全面的受け入れられました。

さらに、クレジット枠換金検討グループ、ラベルディ(賃貸借事業者)対策検討グループおよび人身傷害保険検討グループが設けられ、新たな課題に着手しております。

また、北海道や札幌市との連携の強化も図られ、ホクネットへの期待はますます膨らみつつあります。

現在、消費者委員会で集団的消費者被害救済制度の検討が行われていますが、その中で適格消費者団体に訴訟追行権を付与することも検討されているようです。もしそのような権限が与えられたなら、ホクネットの役割はさらに重要になってきます。

ホクネットの今後の活動を支えるためには、まず、財政基盤の強化と事務局体制の強化が必要です。微力ながら皆さんの協力を得てこれらの課題に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



向田 直範氏 プロフィール

1970年 小樽商科大学商学部卒業。1976年 北海道大学大学院法学研究科博士課程を経て、1976年 北海学園大学法学部講師に就任。1979年同法学部助教授。1989年同法学部教授。2002年同学生部長。2008年～2011年3月法学部長

～～～記念講演に参加して～～～

ホクネット理事 宮本 伸司
(消費生活アドバイザー)

平成 23 年度総会の記念講演として、このたびホクネットの理事長を退任された瀬川先生に「集团的消費者被害救済と適格消費者団体」のテーマでご講演いただきました。その内容をご紹介しますとともに、聴講しての感想を述べさせていただきます。



瀬川先生からは、集团的消費者被害救済制度が検討されている背景やこれまでの経緯について解説いただくとともに、消費者庁の「集团的消費者被害救済制度研究会」における論点に対する課題認識をお話いただきました。

紙面の都合上、詳細までご紹介できませんが、対象とすべき消費者被害の考え方、集団訴訟で敗訴した場合の後訴制限効の問題、支払い賠償金の管理のあり方等について専門のお立場からわかりやすくお話いただき、大いに理解を深めることができました。

一方で同制度の設計や実現に向けた環境整備の難しさも感じた次第です。

適格消費者団体による差止訴訟は消費者被害の未然防止に資するものですが、過去に生じた被害の救済や「やり得」を狙った悪質な事業活動の抑止には限界があります。

そこで、集团的消費者被害救済制度の確立が待たれているところであり、その手続追行主体として適格消費者団体も想定されています。

この点に関し、瀬川先生からは「消費者利益の実現か、より公的な利益の実現かは、適格消費者団体がこれから考えていかなければならない問題である」との問題提起がなされました。

私的利益の実現ではなく不特定多数の公的利益実現を目指し、「差止請求関係業務」を活動の中心としてきた適格消費者団体が、集合訴訟を担うようになることは活動の性格がやや変わっていくこととなります。

将来、制度が実現し、適格消費者団体が集合訴訟の追行主体となった場合には、単に被害者の救済を目指すだけでなく、社会への影響も想定し、公益に資するかどうかという視点で、どのような事案を手がけるべきか慎重に議論する必要があることにあらためて気づかされました。

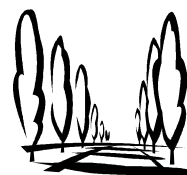
また、集合訴訟にまで活動の幅が広がった場合、現在の組織体制・財政基盤では社会の要請に応じた十分な活動を行うことは極めて困難と思われるます。

我がホクネットとしても、同制度の検討状況を引き続きウォッチするとともに、実効性のある制度となるよう、積極的に声を上げていく必要を強く感じました。

最後になりますが、ホクネットの設立と基盤づくりに尽力され、初代理事長として我々を導いていただいた瀬川先生に心より感謝を申し上げますとともに、今後とも顧問としてご指導いただけますようお願いいたします。



ホクネットの設立時より関わっていただいた瀬川信久前理事長は東京に転居されましたが、今後も顧問としてご意見等をいただくことになりました。
これからもよろしく
お願いいたします。



人身傷害保険検討グループの活動



新しく発足した損害保険グループでは、現在、損害保険会社各社の自動車保険にセットされている「人身傷害保険」の内容について、損害保険会社各社への質問書の送付を検討しています。

従来の自動車保険は「対人賠償責任保険」が中心であり、「自動車事故で他人を怪我させてしまった場合に負担する損害賠償責任の補償」が中心でした。つまり、自動車事故で怪我をした人の損害を加害者の賠償責任を補償する形で間接的に補償する保険でした。これに対して、平成10年頃から「人身傷害保険」という商品がセットされるようになりました。これは自動車事故で自分が怪我をした場合の損害を直接補償する保険です。現在の損害保険各社の自動車保険には標準的にセットされています。

「対人賠償責任保険」の場合、損害額の評価に争いがあれば、最終的には、裁判所が損害額を決定することになります。したがって、どの会社の保険であっても、保険金額(上限額)さえ同一であれば、最終的には、同じ補償が受けられることになり、本質的な差はありませんでした(担当者の対応の良さ等のサービス面での違いはありますが)。

ところが、「人身傷害保険」は、保険会社の約款に定められた計算方法で損害額が算定されるので、各社の約款の内容によって、実際の補償額が大きく異なるのです。特に、自動車事故の場合には、過失割合の問題があり、加害者の過失部分は加害者側の契約している「対人賠償責任保険」で支払われ、他方、自分の過失部分については自分が契約している「人身傷害保険」で支払われることとなります。この場合の「人身傷害保険」の支払額については、各保険会社で全く異なっていて、結論から言うと、保険会社によって、補償額に数千万円の違いが生じることがあります(特に、重度の後遺症が残ったケースでは差額が大きくなります)。極端に言えば、「保険金額5000万円の人身傷害保険」に加入していても、保険会社によって、5000万円が支払われる場合と、全く支払われない場合があるのです。

にもかかわらず、各保険会社は、自分の会社が、どのような計算方法で保険金を支払うのかを、広告やパンフレットで一切記載していません。ひどい場合は、約款自体を読んでも、計算方法がわからないケースもあります。

この問題については、これまでに裁判で何度も問題になっていますが、約款の明確化はすすまず、また、保険会社は、消費者に対して自社の保険内容を適切に説明していません。そもそも、一義的に明確な計算方法を約款やパンフレットに明記していれば、裁判にはなりえないのであって、裁判が多発し、なおかつ、約款の明確化が遅々として進まないことは異常です。本来、保険会社が、きちんと約款に記載して、あらかじめ消費者に説明し、消費者が合理的な選択ができるようにすべきです。事故に遭ってから、自分の加入していたA保険会社より、実はB保険会社のほうが補償額が高いことが判明しても、その時点では、消費者を救済する方法はありません。

検討グループでは、この問題について、各保険会社に自社の計算方法を質問し、公表することを予定しています。

人身傷害保険検討グループ 荻野 一郎 (弁護士)

編集後記

札幌の町はライラックが満開となり、すっかり初夏の装いとなりました。このさわやかな季節に、今年もホクネットの通常総会が開催されたのですが、瀬川理事長(前)が退任ということがあり、例年とは違う雰囲気を感じられました。

設立、NPO法人取得、適格消費者団体の認定と、本来のお仕事以外のことに大変なご尽力をいただきました。

感謝申し上げるとともに、今後は外から支援していただくこともお願いいたします。

そして、ときどきは北海道に戻り、澄んだ空気でリフレッシュしてください。

お疲れ様でした。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
NPO法人 消費者支援ネット北海道
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>

* 次号のニュースレター発行は平成23年7月31日を予定しています。